

緊急事態措置期間における感染リスクを避ける飲食店等の利用について

飲食店等の遵守事項

- 酒類の提供を行わないこと。
- 利用者間の距離の確保等
 - ・ 座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を1m以上確保する。又はテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。
 - ・ テーブル間は1m以上の間隔をあけるが、アクリル板等で区切る。
 - ・ カウンター席の間隔は1m以上確保する。又はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。
- 換気の徹底
 - ・ 30分に1回、5分程度2方向の窓を全開するなどして十分な換気を確保する。
- 利用者への呼びかけ等
 - ・ 飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す。
 - ・ 入店時に検温、手指消毒を促す。
 - ・ 会話の際はマスク着用や大声での会話は控えるよう促す。
 - ・ 滞在時間が長時間（2時間以上）とならないよう促す。

利用者の遵守事項

- 予約時
 - ・ 感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証マーク掲示店など、利用者間の距離の確保や換気等の感染防止対策が徹底されている飲食店を利用する。
- 利用時
 - ・ 飲食店への酒類の持込を行わない。
 - ・ 利用する飲食店等の感染防止対策を守り、協力する。
 - ・ 会話の際は、マスクを着用し、大声を出さない。（個人宅等での会食を伴う集まりも含む）
 - ・ 入店時に検温、手指消毒を行う。
 - ・ 大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える。
 - ・ 飲食店の利用においては、少人数、短時間での利用とする。

○その他

- ・ バーベキューなど、屋外の飲食においても感染防止対策を徹底する。